

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書

中小業者や農林漁業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、親族は50万円である。家族従業者はこのわずかな控除が本人の収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝われないことが、後継者不足に拍車をかけている。

政府は、成長戦略の中核として「女性の活躍」をあげている。「自家労賃を必要経費」として認めることで、「女性の活躍」をいっそう促進することができる。

税法上では青色申告にすれば、家族従業者の働き分を給与として経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

平成28年3月、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討をすすめることを求める」勧告を出している。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、日本国内でも見直しを求める声が大きく広がり、平成31年3月31日現在で516の自治体が国に意見書をあげている。

税法、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるため、また、女性の活躍を促進するためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月3日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

内閣総理大臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
法 務 大 臣 殿